

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品20品目のうち、半年ごとに関税割当
ての数量を定めている4品目について、平成26年度下期における数量をそ
れぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

(1)	乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及び ひら豆以外のもの）	70,000トン	
(2)	とうも ろこし	コーンスターチの 製造に使用するもの	2,100,400トン
		コーンフレーク、 エチルアルコール 又は蒸留酒の製造 に使用するもの	50,600トン
		その他のもの（単体 飼料用のもので粉砕 その他の加工をして ないもの以外のもの）	53,800トン
(3)	麦 芽	266,600トン	
(4)	でん粉及びイヌリン並びに でん粉等の調製食料品のうち でん粉が最大の重量を占めるもの	83,500トン	

2. この政令は、平成26年10月1日から施行することとする。